

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 7 4 号

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成 2 7 年四日市市規則第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第 1 （第 5 条関係）	
事務	特定個人情報
（略）	
障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務（支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務若しくは支給決定若しくは支給認定の変更に関する事務を含む。）又は同法による地域生活支援事業の実施に関する事務	（略）
<u>公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）による公営住宅（同法第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務</u>	<u>公営住宅法による公営住宅の管理において対象となる者に係る次に掲げる情報</u> <u>(1) 障害者関係情報</u> <u>(2) 戸籍関係情報</u> <u>(3) 生活保護関係情報</u> <u>(4) 地方税関係情報</u>

	(5) <u>住民票に関する情報</u>
<u>法第19条第8号に基づく主務省令の表及び条例第4条第3項の規定により生活保護関連情報を利用することができる事務</u>	(略)
<u>法第19条第8号に基づく主務省令の表及び条例第4条第3項の規定により住民票関係情報を利用することができる事務</u>	(略)

改正前	
別表第1（第5条関係）	
事務	特定個人情報
(略)	
障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務（支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務若しくは支給決定若しくは支給認定の変更に関する事務を含む。）又は同法による地域生活支援事業の実施に関する事務	(略)
<u>法別表第2</u> 及び条例第4条第3項の規定により生活保護関連情報を利用することができる事務	(略)
<u>法別表第2</u> 及び条例第4条第3項の規定により住民票関係情報を利用することができる事務	(略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(総務部デジタル戦略課)